

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
について

(諮問第3217号)

<目次>

1 諮問書	1
2 概要	2
3 改正案	7

(公印・契印省略)

諮問第3217号

令和8年4月24日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第108条第1項第1号及び第109条第1項から第3項までの規定による基礎的電気通信役務に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

については、電気通信事業法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 (災害時用公衆電話の補填等に関する規定の整備)

概要

【諮問第3217号】

令和8年4月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

省令改正の背景・概要

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「**最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申**」（令和8年3月16日）において、第一号基礎的電気通役務（電話のユニバーサルサービス）に係る交付金について、下記のとおり提言がなされた。
 - (1) **令和7年度（令和8年度認可申請）以降の交付金の算定方法**について、当分の間は**現行制度を踏襲することが**適当。
 具体的には、①**第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うこと**、②**実際の回線種別に基づき算定を行うこと**、③**FRTの台数に係るモデル外補正を継続することが**適当。
 - (2) **災害時用公衆電話**については、**令和8年度認可申請分**から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額が、**基準額37.2億円***を下回る場合に、その差額を上限として、**実際に要した費用をベースに補填を開始することが**適当。
 * 第一種公衆電話の撤去を開始する直前の令和4年度認可分における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（実績）。
- これらを踏まえ、所要の制度整備を行うため、**第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則**（平成14年総務省令第64号。以下「**第一種交付金・負担金算定規則**」という。）等の改正を行う。

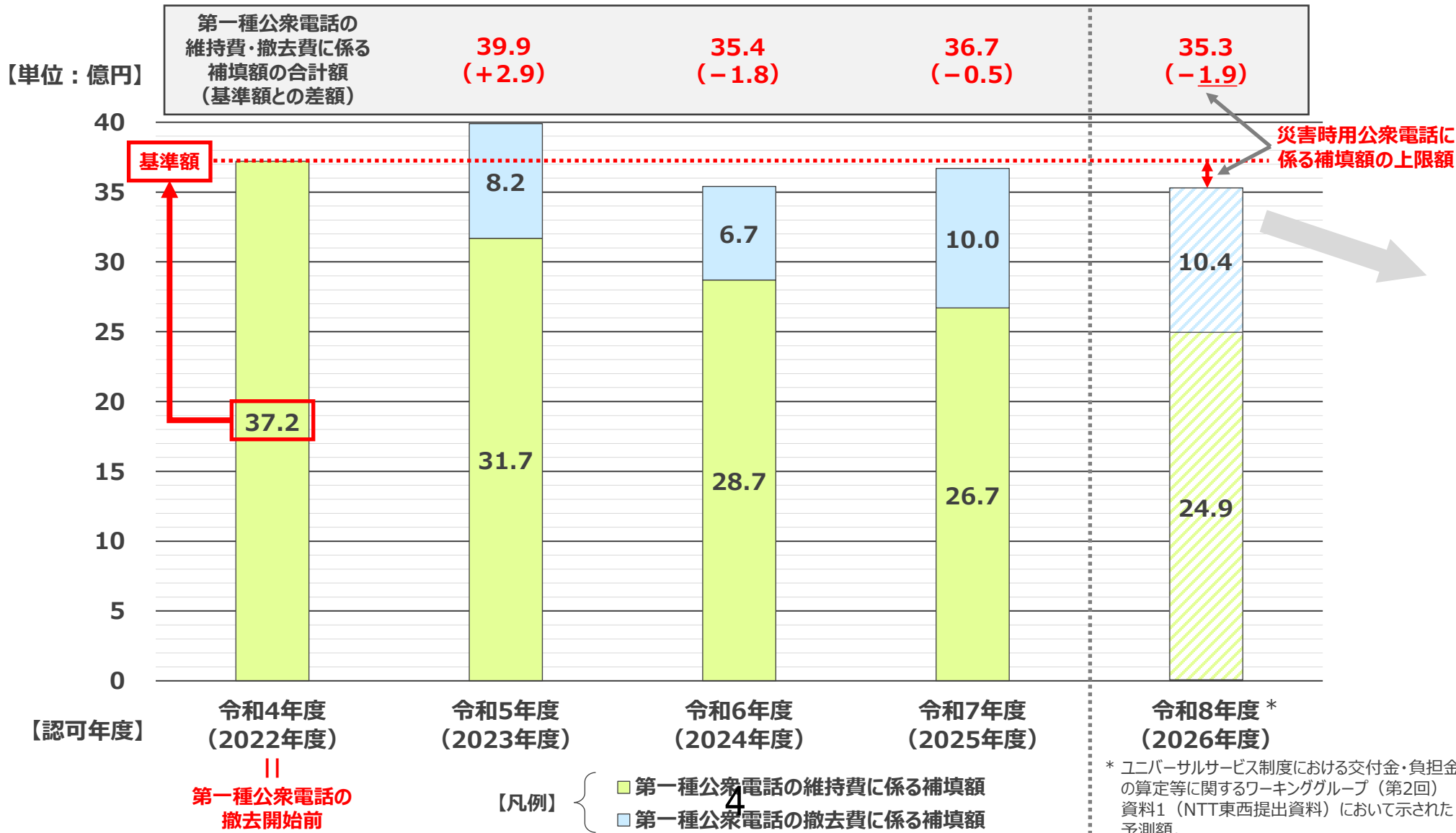
今後のスケジュール案

【令和8年】

- 4月24日（本日） 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第168回）
⇒ 第一種交付金・負担金算定規則等の改正案について諮問。
- 4月25日～5月29日 算定規則等改正案について**意見募集**（35日間）
- 6月17日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第170回）
⇒ 提出意見、当該提出意見に対する回答とそれらを踏まえた改正案の修正の要否について検討・答申。
- ～7月末 答申を踏まえた**第一種交付金・負担金算定規則等の改正案の公布・施行**
⇒ 令和8年度認可申請分より、交付金・負担金に係る新たな算定方法を適用。

【参考】災害時用公衆電話に係る補填イメージ（補填額の上限）

- 今後、第一種公衆電話の撤去が続くことに伴い、**第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額**は**遞減傾向**が続く見込みであることを踏まえ、**第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額**が、令和4年度認可分（第一種公衆電話の撤去を開始する直前）における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（**基準額：37.2 億円**）を下回る場合に、**その差額を上限として、災害時用公衆電話について補填を行う。**



第一種交付金・負担金算定規則の改正箇所 (改正後の条項)	現行規定・改正の概要	電気通信事業法における委任規定
第5条第1項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付金額の算定において合算する要素を規定。 ● 新たに交付金による補填対象となる災害時用公衆電話に係る原価を下記のとおり追加。 $\left(\begin{array}{l} \text{総務大臣が} \\ \text{告示で定める額}^* \end{array} - \begin{array}{l} \text{NTT東西の第一種公衆電話} \\ \text{の維持費・撤去費に係る} \\ \text{原価の合計} \end{array} \right) \times \frac{\text{NTT東/NTT西の災害時用公衆電話に係る原価}}{\text{NTT東西の災害時用公衆電話に係る原価の合計}}$ <p>* 災害時用公衆電話については、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額が、令和4年度認可分（第一種公衆電話の撤去を開始する直前）における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（基準額：37.2億円）を下回る場合に、その差額を上限として補填を行うとされていることを踏まえ、「37.2億円」と定める予定。</p>	第109条第1項
第7条第4号・第5号	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援機関における交付金額の算定のために、適格事業者が支援機関に届け出なければならない事項を規定。 ● 災害時用公衆電話に係る原価、他人資本費用・自己資本費用・利益対応税を新たに追加。 	第109条第2項
第15条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ● 適格事業者は、設備管理部門の資産・費用について、総務大臣が通知する手順を用いて整理しなければならない旨を規定しているところ、災害時用公衆電話については、実費ベースで算定を行うため、本規定の対象から除外。 	
第17条の4 別表第9の6 別表第9の7 別表第9の8	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時用公衆電話の設備管理部門の資産・費用の整理方法について新たに規定。 ● 併せて、この整理のため、資産については、対象設備・設備区分表（別表第9の6）、固定資産明細表（別表第9の7）、費用については、区分別費用明細表（別表第9の8）を整備。 	第109条第3項
第17条の5	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時用公衆電話の設備管理部門の原価は、区分別費用明細表（別表第9の8）に記載された費用とする旨を新たに規定。 	
第18条	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話のユニバーサルサービスに係る設備管理部門全体の原価の算定方法を規定しており、合算する要素として、災害時用公衆電話の設備管理部門の原価を追加。 	

※ 表中の改正事項はいずれも諮問事項。このほか、加入電話等の原価について第9次IP-ERICモデルのみに基づき算定を行うことを踏まえ、IP網の設備・ネットワーク構成に対応した別表の整備を行うとともに、災害時用公衆電話について補填を開始することを踏まえ、既存の別表に災害時用公衆電話に係る欄を追加する等の改正を行う。

■電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（第一種交付金の交付）

第九十九条 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第七十条第一号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、当該第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における前条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

3 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額を公表しなければならない。

（審議会等への諮問）

第六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三 （略）

四 （略）第七十条第二号、第八十条第一項各号若しくは第三項、第九十条第一項から第三項まで、第十一条第一項ただし書若しくは第二項（第十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項若しくは第二項、第十条の三第一項第一号、第十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第十条の五第一項又は第六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

■電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第十二条 法第六十九条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百八条第一項第一号、第百九条第一項から第三項まで及び第七十六條の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

総務大臣 林 芳正

改正後	改正前
<p>【1～4 略】</p> <p>5 様式第三十八の二の第一表については、前分の間、「三」の項を記載しなからんとする。</p> <p>様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係）</p> <p>【略】</p> <p>【第1表 略】</p> <p>【注1 略】</p> <p>2 第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、電気通信事業者 <u>自らが設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気</u> <u>通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価</u> <u>に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。</u></p> <p>【3～7 略】</p> <p>【第2表 略】</p>	<p>【1～4 略】</p> <p>【兼註】</p> <p>様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係）</p> <p>【同左】</p> <p>【第1表 同左】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>2 第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信 <u>事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信</u> <u>提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業</u> <u>収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。</u></p> <p>【3～7 同左】</p> <p>【第2表 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

様式第2 (第2条第1項関係)

[第1表 略]

第2表

電気通信業務契約等状況報告
都道府県別回線数

年 3月31日現在

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信業務

事業者名

都道府県	区 分				合計	
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		箇所数	回線数
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合計						

[注1・2 略]

3 避難所とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。

[4～6 略]

備考 表中の「」の記載は正記である。

様式第2 (第2条第1項関係)

[第1表 同左]

第2表

電気通信業務契約等状況報告
都道府県別回線数

年 3月31日現在

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信業務

事業者名

都道府県	区 分				合計	
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		箇所数	回線数
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合計						

[注1・2 同左]

3 避難所とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。

[4～6 同左]

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（第一種交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに掲げる電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに掲げる電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>四 次のイ又はロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに掲げる電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>五 次のイ又はロに掲げる額のいずれか低い額</p> <p>イ 総務大臣が告示する額から(1)に掲げる額を控除して得た額に、(2)に掲げる額を(3)に掲げる額で除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額（当該乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、当該乗じて得た額が零以下であるときは、零とする。）</p> <p>(1) 第三号及び前号により算定した額に他の第一種適格電気通信事業者に係る第三号及び前号に掲げる額を加えて得た額</p> <p>(2) 次条第二項の規定により提出した別表第二の二に記載した原価</p> <p>(3) 次条第二項の規定により提出した別表第二の二に記載した原価に他の第一種適格電気通信事業者が同項の規定により提出した原価を加えて得た額</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>第六条 (原価等の届出)</p> <p>〔略〕</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の二、別表第二及び別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。</p> <p>（支援機関に届け出る事項）</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに掲</p>	<p>（第一種交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>第六条 (原価等の届出)</p> <p>〔同上〕</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。</p> <p>（支援機関に届け出る事項）</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規</p>

ける電気通信役務の提供に係る原価
〔削る〕

〔削る〕

三 略

四 施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務の提供に係る原価（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであって、第一種適格電気通信事業者が自ら利用者料金を設定している電気通信役務に対応する部分に限る。）
五 施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額
（設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみを用いられる電気通信設備及びこれに付属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれに付属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るもの並びに施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務のみを用いられる電気通信設備に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理しなければならない。

〔2〕4 略

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十七条の二 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみを用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理しなければならない。

〔2〕略

3 第一項の整理は、資産にあつては第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基礎として施行規則第四十条の五の三に規定する基準を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三 前条第一項の電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数

定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価
三 前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量とを合計したものに占めるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量の割合
四 前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の第一種適格電気通信事業者の公衆電話機（以下「第二種公衆電話機」という。）から発信する通信量とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合
五 同上

〔新設〕

（設備管理部門の資産及び費用の整理）
第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみを用いられる電気通信設備及びこれに付属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれに付属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〕4 同上

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十七条の二 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみを用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〕略

3 第一項の整理は、資産にあつては、別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三 前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機

削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

〔施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る資産及び費用の整理〕
第十七条の四 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に

係る電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号の二に

掲げる電気通信役務のみに用いていた資産及び費用を、年度ごとに整理しなければならない。

2 前項の整理は、施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務のみに用いられる電気通

信設備を、別表第九の六の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うもの

でなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあつては第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基

礎として施行規則第四十条の五の三に規定する基準を用いて別表第九の七による施行規則第十

四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る固定資産明細表を作成して、費用にあつては第一

号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基礎として施行規則第四十条の五の三に規

定する基準を用いて別表第九の八による施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に

係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

〔施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る設備管理部門原価の算定〕
第十七条の五 前条第一項の電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価は、

当該電気通信設備の管理運営に必要な費用（別表第九の八の区分別費用明細表に記載された費

用をいう。）に別表第一の二の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額（設備管

理部門に対応するものに限る。）を加えて算出するものとする。

（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）
第十八条 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定によ

り算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等

を用いて、総務大臣が通知する手続により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定

により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価及び第十七条の五の規定

により算定した施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る設備管理部門原価を

加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

附 則
「159 略」

10 別表第一については、当分の間、三の項を記載しないこととする。
「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

	収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
2の2 施行規則第14条第2号の2に掲げるもの					
3 施行規則第14条第3号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
4 施行規則第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
合計					

注1 収益の額は、施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ、第2号の2、第3号イ及びロ並びに第4号イ及びロに掲げる電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ、3の科目並びに4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

2 1の項の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

3 接続料規則第11条（第3項ただし書及び第5項ただし書を除く。）及び第13条の規定は、4の項における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第11条第2項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第11条第4項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門及び設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備管理部門及び設備利用部門
第11条第5項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務

- 4 1の項(2)及び2の項(2)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該電気通信役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 5 2の項(1)の収益の額の欄には、施行規則第14条第2号に規定する第一種公衆電話機の一台当たりの収益の額を「ア」ログ公衆電話機の一台当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

役務の細目	他人資本費用		自己資本費用		利益対応税		合計	
	うち 設備管理 部門費用	うち 設備利用 部門費用	うち 設備管理 部門費用	うち 設備利用 部門費用	うち 設備管理 部門費用	うち 設備利用 部門費用	うち 設備管理 部門費用	うち 設備利用 部門費用
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの								
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの								
3 施行規則第14条第2号の2に掲げるもの								
合計								

- 注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。
- 当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率
 - 当該役務に係るレートベースの額は、次の式により計算すること。
当該役務に係るレートベース＝(当該役務の提供に係る正味固定資産価額×(1+繰延資産比率+投資等比率+貯蔵品比率)+運転資本)×原価及び利潤の算定期間
 - 正味固定資産価額は、電気通信事業会計規則第5条第1項に基づき作成した固定資産等明細表の差引期末残高を基礎として算定すること。
 - 繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第2様式第2に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第2様式第1に記載された固定資産の額から同表様式第11に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定すること。
 - 運転資本の額は、次の式により計算すること。
運転資本＝第15条第3項の電気通信設備、これらに設置する土地及び施設の設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(第一号算定対象電気通信役務の提供から当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び即電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金の収納までの平均的な日数/365日)
 - 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定すること。
 - 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース負債(以下「有利子負債」という。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。
 - 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の実績値を基礎として算定すること。
 - 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とすること。
 - 自己資本費用の額は、次の式により計算すること。
自己資本費用＝当該役務の細目に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率
 - 自己資本比率は、一から他人資本比率を差し引いたものとすること。
 - 自己資本利益率は、次の式により計算される期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の子測を超えて発生し得る危険をいう。以下この別表において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の前5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすること。
 - 期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利+β×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利)
 - βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とすること。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
 - 利益対応税の額は、次の式により計算すること。

- 利益対応税＝（自己資本費用＋当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率
- 15 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定すること。
- 16 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定すること。

別表第二の二を次のように改める。

別表第二の2（第6条関係）

第一種適格電気通信事業者名 _____

第7条第4号に規定する事項

年度分
(単位 円)

	原価		備考
	うち設備管理部門原価	うち設備利用部門原価	
施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信業務の提供に係る原価（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであって、第一種適格電気通信事業者が自ら利用者料金を設定している電気通信業務に対応する部分に係るものに限る。）			

別表第五から別表第九までを次のように改める。

別表第五 (第15条関係)

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備 (加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間 (き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限る。) に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔收容装置～メタル回線收容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル回線收容ルータ間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間 (き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限る。) に設置するもの
	メタル回線收容装置等 (端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	音声收容ルータ
共用收容ルータ		收容局に設置するもの
メタル回線收容装置		收容局に設置するもの (アナログ局内回線收容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)
メタル回線收容装置用「インヤススイッチ (以下「メタル回線收容装置用L2SW」という。)		收容局に設置するもの
メタル回線收容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	消防警察トランク	收容局に設置するもの
	警察消防用回線集約装置	收容局に設置するもの
	き線点遠隔收容装置	アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
	アナログ局内回線收容部	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの

		<p>き線点遠隔收容装置～メタル回線收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～メタル回線收容装置間（き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限り。）に設置するもの</p>
	アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
	主配線盤	メタル回線收容装置等に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	收容ルータに属する部分に限る。
	共用コアルータ	コア局に設置するもの
	コア局用レイヤ２スイッチ (以下「コア局用L2SW」という。)	コア局に設置するもの
<p>中継系伝送路設備であつて、メタル回線收容装置等と関門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）</p>	光ケーブル成端架	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	共用コアルータ間に設置するもの
	中継系光ケーブル	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	海底中間中継伝送装置	共用コアルータ間に設置するもの
	無線伝送装置	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	インタフェース変換装置	共用コアルータ間に設置するもの
	無線アンテナ	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	無線鉄塔	共用コアルータ間に設置するもの
	衛星通信設備	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系電柱	共用コアルータ間に設置するもの
	中継系管路	音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

	中継系中口径管路	共用コアルータ間に設置するもの 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
	中継系とう道	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの 共用コアルータ間に設置するもの
SIPサーバ	コアルサーバ (以下「CS」という。)	コア局に設置するもの
閉門系ルータ	閉門系ルータ 相互接続局用レイヤ2スイッチ (以下「相互接続局用L2SW」という。)	相互接続局に設置するもの 相互接続局に設置するもの
セッションボーダコントローラ	セッションボーダコントローラ (以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	相互接続局に設置するもの
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末に限る。

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共用建物	共用建物
共用土地	共用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）

別表第6 (第15条・第17条の2関係) 正味固定資産価額算定方法

$$\begin{aligned} \text{定額法正味固定資産価額} &= \sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数} \\ \text{定額法正味固定資産価額}(n) &= (\text{期首定額法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定額法正味固定資産価額}(n)) \div 2 \\ \text{期首定額法正味固定資産価額}(n) &= \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times (n-1) \text{、最低残存価額} \\ \text{期末定額法正味固定資産価額}(n) &= \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times n \text{、最低残存価額} \\ \text{定率法正味固定資産価額} &= \sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数} \\ \text{定率法正味固定資産価額}(n) &= \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{n-1} \text{、投資額} \times \text{最低残存率} \} \\ \text{期首定率法正味固定資産価額}(n) &= \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{n-1} \text{、投資額} \times \text{最低残存率} \} \\ \text{期末定率法正味固定資産価額}(n) &= \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^n \text{、投資額} \times \text{最低残存率} \} \\ \text{償却率} &= 1 - (\text{残存率})^{\frac{1}{\text{法定耐用年数}}} \\ \text{残存率} &= 0.1 \text{とする。} \end{aligned}$$

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	<p>1 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの（以下「離島局」という。）には、音声収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。 ア マタル回線収容装置用 L 2 S W 対向 I G ポート数、OLT（光回線終端装置をいう。以下同じ。）対向 I G ポート数（当該局が離島局の場合に限る。）、ADSL 地域 I P I G ポート数及び音声収容ルータ P T N（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向 I G ポート数の合計を音声収容ルータユニット数とし、これを音声収容ルータユニット当たり最大インテグレーション数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。 アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL 地域 I P サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁忙帯域の合計を音声収容ルータの最繁忙帯域とし、これを音声収容ルータユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL 地域 I P サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁忙帯域の合計を音声収容ルータの最繁忙帯域とし、これを音声収容ルータユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を当該局のメタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>(3) (1)アの音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数からデータ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を当該局のメタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>(4) (1)アのメタル回線収容装置用 L 2 S W 対向 I G ポート数及び(3)のメタル I P 音声系音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。 局ごと音声収容ルータ投資額 =メタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価 +メタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータインテグレーション数×音声収容ルータインテグレーション単価 +メタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価</p>
共用収容ルータ	<p>1 共用収容ルータの設置基準 音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。</p>

	<p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインタフウェース数（メタル回線収容装置用L2SS対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域1P1Gポート数の合計）を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフウェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインタフウェース数（共用収容ルータCWDMM（被長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータコア局対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフウェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフウェース数を減じたもので除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域1Pサービス、光IP電話及び光地域1Pサービスの最繁忙帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域1Pサービス、光IP電話及び光地域1Pサービスの最繁忙パケット数の合計を共用収容ルータの最繁忙パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SS対向1Gポート数冗長化考慮したものをメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフウェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比及びポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフウェース数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフウェース数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフウェース数とする。</p> <p>(5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">＝メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット単価 ×メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード単価 ×メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフウェース単価 ×メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード単価 ×メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフウェース単価</p>
メタル回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るポート1枚当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。</p> <p>(2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るポート当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額 (3)に採るものを除く。)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額 $= \text{アナログ電話用ポート数} \times \text{アナログ電話用ポート単価}$ $+ \text{第一種総合デジタル通信サービス用ポート数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービス用ポート単価}$ $+ \text{第二種総合デジタル通信サービス用ポート数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ポート単価}$</p> <p>(2) メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額 $= \text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ユニット単価}$</p> <p>(3) メタル回線収容装置 (ユニット部ソフトウェア) 投資額 $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価})$ $\times \text{メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額}$ $\div (\text{メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額} + \text{メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額})$</p> <p>(4) 局ごとメタル回線収容装置投資額 $= \text{メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額} + \text{メタル回線収容装置 (ユニット部ソフトウェア) 投資額}$</p>
メタル回線収容装置 用L2SW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。 ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したものを (1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁忙パケット数で除したものを (1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。 (3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。 (4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。 局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額 $= \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SWユニット単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価}$</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものを (1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2)を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 (2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したものを (1)に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。 局ごと消防警察トランク投資額</p>

	<p style="text-align: center;">＝消防警察トランク数×消防警察トランク単価 ＋消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定 警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された收容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。 (1) 受付台收容局に設定された専用線回線数を、当該受付台收容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置收容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。 (2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大收容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。 (3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。 割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額 ＝警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価 ＋警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p> <p>き線点速隔收容装置</p> <p>1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区)＝世帯数(県、調査区)÷総世帯数(調査区) 就業者自県案分率(県、調査区)＝就業者数(県、調査区)÷総就業者数(調査区)</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数 ＝局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数 ＝局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用光地域 I P 回線数 ＝局ごと住宅用光地域 I P 回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用光地域 I P 回線数 ＝局ごと事務用光地域 I P 回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p> <p>(5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p> <p>(6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ×調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(7) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス回線数 ×調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(8) 第一種公衆電話回線数</p>

<p>(9) 第一種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自具案分率 = 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自具案分率</p>	
<p>(10) 第二種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>(11) 第二種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>(12) 低速専用線二線式回線数 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線二線式実績回線数 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数 + 県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>(13) 低速専用線四線式回線数 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線四線式実績回線数 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数 + 県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>(14) 高速メタル専用線回線数 = 単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速メタル専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数 + 県別高速光専用線実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>(15) 高速光専用線回線数 = 単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速光専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数 + 県別高速光専用線実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>2 き拠点～収容局間伝送路経路の選択 × 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自具案分率</p>	
<p>3 設備構成選択 き拠点～収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>(1) 架空メタルケーブル及び架空ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びびき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及びび地下光ケーブルを設置する。 (4) 地下光ケーブル及びびき線点遠隔収容装置を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。</p>	
<p>4 設備量の算定</p>	

	<p>(1) き線点遠隔收容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔收容装置ユニット数とする。</p> <p>ア マタル電話回線数をき線点遠隔收容装置最大收容電話回線数で除したものと</p> <p>イ 低速専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容低速専用線数で除したものと</p> <p>ウ 高速マタル専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容高速マタル専用線数で除したものと</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局に收容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔收容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔收容装置收容回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごときき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごときき線点遠隔收容装置投資額</p> $= (\text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times (\text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価}) + \text{専用線收容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \text{き線点遠隔收容装置收容回線数}$ $\div (\text{き線点遠隔收容装置收容回線数} + \text{専用線遠隔收容装置收容回線数})$ <p>(2) 局ごときき線点遠隔收容装置投資額</p> $= \text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times (\text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価})$
<p>総合デジタル通信局内回線終端装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) マタル回線收容装置の設備量の算定において求めたマタル回線收容装置ユニット数を局ごとのマタル回線收容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容する第一種総合デジタル通信サービース回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービース回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) マタル回線收容装置 (総合デジタル通信サービース回線收容部) 投資額</p> $= \text{第一種総合デジタル通信サービース用ボード数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービース用ボード単価}$ $+ \text{第二種総合デジタル通信サービース用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービース用ボード単価}$ <p>(2) マタル回線收容装置 (総合デジタル通信サービース回線收容部ソフトウェア) 投資額</p> $= (\text{マタル回線收容装置ユニット数} \times \text{マタル回線收容装置ソフトウェア単価})$ $\times \text{マタル回線收容装置 (総合デジタル通信サービース回線收容部) 投資額}$ $\div (\text{マタル回線收容装置 (回線收容部) 投資額} + \text{マタル回線收容装置 (ユニット部) 投資額})$ <p>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> $= \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービース回線数}$ $\times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービース回線単価}$ $+ \text{マタル回線收容装置 (総合デジタル通信サービース回線收容部) 投資額}$ $+ \text{マタル回線收容装置 (総合デジタル通信サービース回線收容部ソフトウェア) 投資額}$
<p>アナログ局内回線收容部</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) マタル回線收容装置の設備量の算定において求めたマタル回線收容装置ユニット数を局ごとのマタル回線收容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線收容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線收容部投資額を算定する。</p> <p>(1) マタル回線收容装置 (アナログ電話回線收容部) 投資額</p> $= \text{アナログ電話用ボード数} \times \text{アナログ電話用ボード単価}$ <p>(2) マタル回線收容装置 (アナログ電話回線收容部ソフトウェア) 投資額</p>

	<p>＝(メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価) ×メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部) 投資額 ＋(メタル回線収容装置(回線収容部) 投資額＋メタル回線収容装置(ユニット部) 投資額) (3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額 ＝き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価 ＋メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部) 投資額 ＋メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソフトウェア) 投資額</p>
<p>アナログ・デジタル回線共通部</p>	<p>1 設備量の算定 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。 局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 ＝き線点遠隔収容装置収容回線数×き線点遠隔収容装置回線単価</p>
<p>主配線盤</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線端子備率分の回線数の合計を主配線盤回線収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。 (2) (1の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。 局ごと主配線盤投資額 ＝音声系主配線盤端子数×主配線盤架数 ＋音声系主配線盤架数×主配線盤架数</p>
<p>光ケーブル成端架</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。 ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線端子備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置にき線点遠隔収容装置ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。)ユニット数及び光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 当該局が収容する中継伝送用光回線的心線数の合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) (2) (1の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したものを当該局の光ケーブル成端架(大型)心線数とする。) (3) (1の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架(大型)心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架(大型)に収容する。また、この心線数が光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に収容し、光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(小型1)に収容する。 (4) (3の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p>

	<p>(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。</p> <p>(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。</p> <p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。</p> <p>(8) (1)から(7)により求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごとと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(9) 階梯ごと及び種別ごとと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光I P電話に係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除したものを、マルチI P音声系光ケーブル成端架架数及びマルチI P音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごとと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。 階梯ごとと光ケーブル成端架投資額 ＝当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(小型2)架数×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(小型2)心線数×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価 ＋当該階梯マルチI P音声系光ケーブル成端架(小型1)心線数×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>
共用コアルータ	<p>1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、次のアからエまで(共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。)により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。 ア データ系I P装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) イ 共用コアルータ10Gインタフェース数(CWDM10Gインタフェース数、共用收容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が收容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系I P装置対向10Gインタフェース数(共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。))及び関門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計)を共用コアルータ10Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域I Pサービス、光I P電話及び光地域I Pサービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルータ最繁忙帯域とし、これを共用コアルータ收容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域I Pサービス、光I P電話及び光地域I Pサービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルータ最繁忙帯域とし、これを共用コアルータ收容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) オ (1)イのCWDM10Gインタフェース数、共用收容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が收容局兼コア局の場合に限る。))及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光I P電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものをマルチI P音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gインタフェース数とする。 (3) (1)イの関門系ルータ対向10Gインタフェース数から光I P電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものをマルチI P音声系共用コアルータ(関門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。</p>

	<p>(4) (1)イの共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除し、インタフエース数比によりユニット部及び閉門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gボード数及びメタルIP音声系共用コアルータ(閉門系ルータ対向部)10Gボード数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{メタルIP音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gボード数} + \text{メタルIP音声系共用コアルータ(閉門系ルータ対向部)10Gボード数} \times \text{共用コアルータ10Gボード単価}$ $+ \text{メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)10Gインタフエース数} + \text{メタルIP音声系共用コアルータ(閉門系ルータ対向部)10Gインタフエース数} \times \text{共用コアルータ10Gインタフエース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}$
<p>コア局用L2SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCS1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフエース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフエース数をコア局用L2SW10Gインタフエース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフエース数及びコア局用L2SW10Gインタフエース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフエース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフエース数、コア局用L2SW10Gインタフエース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化を考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフエース数、メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフエース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SW10Gインタフエース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフエース数} \times \text{コア局用L2SW10Gインタフエース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフエース数} \times \text{コア局用L2SW1Gインタフエース単価}$
<p>伝送装置</p>	<p>1 PTN及びCWDMの設置基準</p> <p>収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWDMにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWDMを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。</p> <p>2 PTNの設備量算定</p> <p>(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、専用線サービス、光IP電話及び光地域IPサービス(PTN設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。)の最繁時帯域から算定されるPTN低速インタフエース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフエース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフエース混在ボード数とする。</p> <p>(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属するルータのPTNリンク数を合計し、これから1を減じたもの(1に満たない場合は、1とする。)</p> <p>イ PTN低速インタフエース混在ボード数をPTN1ユニット当たり最大低速インタフエースボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するルータごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTNユニット数とする。</p>

- (4) (2)のPTNリゾング数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数を当該局の10GPTNリゾング数により算定し、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。
- (5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービスマルIP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及びマルチIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。
- 3 収容局設置CWDMMの設備量算定
- (1) CWDMM設置収容局ごとに、CWDMMが接続する共用収容ルータの設備量からCWDMM10Gインタフェース数及びCWDMM低速10Gカード数を算定する。また、当該CWDMMが接続する専用線装置の設備量からCWDMMSTM-1インタフェース数及びCWDMM低速STM-1カード数を算定する。CWDMM低速10Gカード数及びCWDMM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDMM高速インタフェース最大波長数とする。
- (2) (1)のCWDMM高速インタフェース波長数をCWDMM高速インタフェース最大波長数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWDMMユニット数とする。
- (3) (2)のCWDMMユニット数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び専用線サービスマルIP電話に係るもの(波長数比により算定するものとする。))を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWDMMユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMMユニット数とする。
- (4) (1)のCWDMM低速10Gカード数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWDMM低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数とする。
- (5) (1)のCWDMM10Gインタフェース数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWDMM10Gインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数とする。
- 4 コア局設置CWDMMの設備量算定
- (1) コア局ごとに、当該局に属するCWDMM設置収容局のマルチIP音声系CWDMM10Gインタフェース数、マルチIP音声系CWDMM低速10Gカード数及びマルチIP音声系CWDMMユニット数(当該コア局設置CWDMMに対向するものに限る。))を、それぞれ全ての当該局に属するCWDMM設置収容局について合算したものを、当該局のマルチIP音声系収容局対向CWDMM10Gインタフェース数、マルチIP音声系収容局対向CWDMM低速10Gカード数及びマルチIP音声系収容局対向CWDMMユニット数とする。
- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービスマルIP電話及び光地域IPサービスマルIP電話の最繁忙帯域から定まるコア局渡りCWDMM10Gインタフェース数をCWDMM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))をコア局渡りCWDMM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスマルIP電話の最繁忙帯域から定まるコア局渡りCWDMMSTM-1インタフェース数をCWDMM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))をコア局渡りCWDMM低速STM-1カード数とする。
- (4) (2)及び(3)で算定したコア局渡りCWDMM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDMM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものをコア局渡りCWDMM高速インタフェース最大波長数とし、これをCWDMM高速インタフェース最大波長数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))をコア局渡りCWDMMユニット数とする。
- (5) (2)のコア局渡りCWDMM10Gインタフェース数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものをマルチIP音声系コア局渡りCWDMM10Gインタフェース数とし、これに(1)のマルチIP音声系収容局対向CWDMM10Gカード数を加えたものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数とする。
- (6) (2)のコア局渡りCWDMM低速10Gカード数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものをマルチIP音声系コア局渡りCWDMM低速10Gカード数とし、これに(1)のマルチIP音声系収容局対向CWDMM低速10Gカード数を加えたものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数とする。

	<p>(7) (4)のコア局渡りCWDMMユニット数からデータ系サービースに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び専用線サービースに係るもの(波長数比により算定するものとする。))を控除したものをマルチIP音声系コア局渡りCWDMMユニット数とし、これに(1)のマルチIP音声系収容局対向CWDMMユニット数を加えたものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMMユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDMM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDMM投資額を算定する。</p> <p>局ごとPTN投資額</p> $= (\text{マルチIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボード単価} \\ + \text{マルチIP音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} \\ + \text{マルチIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単価} \\ + \text{マルチIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単価}) \\ \times (1 + \text{クローズ供給装置投資額加算率})$ <p>局ごとCWDMM投資額</p> $= (\text{マルチIP音声系冗長化後CWDMMユニット数} \times \text{CWDMMユニット単価} \\ + \text{マルチIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数} \times \text{CWDMM低速10Gカード単価} \\ + \text{マルチIP音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数} \times \text{CWDMM10Gインタフェース単価}) \\ \times (1 + \text{クローズ供給装置投資額加算率})$
中間中継伝送装置	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。))に、マルチIP音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。))に、当該区間のマルチIP音声系コア局渡りCWDMMユニット数を乗じたものを当該区間のマルチIP音声系CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。))から当該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数(データ系サービースに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものとす。))を乗じたものを当該ループのマルチIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がある場合には当該ループ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のマルチIP音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{マルチIP音声系中間中継伝送装置ユニット単価} \\ \times \text{マルチIP音声系中間中継伝送装置ユニット単価}$
CS	<p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービース回線数(音声サービース(アナログ電話、総合デジタル通信サービース及び光IP電話をいう。))の回線数の合計をいう。))を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービース回線数とし、これをCS収容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。))を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。))を控除したものを当該区域に属するコア局のマルチIP音声系冗長化後CSユニット数とする。</p>

	<p>(3) 中継区域ごとに、メタルIP電話回線数（アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS收容メタルIP電話回線数とする。</p> <p>2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁忙時呼数とし、これをCS用DB收容率及びCS用DBユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙時呼数により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額（光IP電話に係るものを控除したものを）を加え、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価} \\ + \text{冗長化後CS收容メタルIP電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}$
<p>関門系ルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた関門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 関門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数とする。）</p> <p>イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を関門系ルータ收容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を関門系ルータ收容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの関門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)の関門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと関門系ルータ投資額</p> $= \text{メタルIP音声系関門系ルータユニット数} \times \text{関門系ルータユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数} \times \text{関門系ルータ10Gボード単価} \\ + \text{メタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数} \times \text{関門系ルータ10Gインタフェース単価} \\ + \text{メタルIP音声系関門系ルータユニット数} \times \text{関門系ルータソフトウェア単価}$

<p>相互接続局用 L 2 S W</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 1 G インタフエース数に相互接続局用 L 2 S W 予備 1 G インタフエース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフエース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙時間帯により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフエース数とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 1 0 G インタフエース数及び閉門系ルータ対向 1 0 G インタフエース数の合計に相互接続局用 L 2 S W 予備 1 0 G インタフエース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 S W 1 0 G インタフエース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙時間帯により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 0 G インタフエース数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフエース数及び相互接続局用 L 2 S W 1 0 G インタフエース数の合計を相互接続局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大インタフエース数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の相互接続局用 L 2 S W ユニット数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙時間帯により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用 L 2 S W 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用 L 2 S W 投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用 L 2 S W 投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W ユニット数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフエース数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフエース単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 0 G インタフエース数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W 1 0 G インタフエース単価}$
<p>S B C</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）を S B C 収容率及び S B C 呼処理部 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものを、当該局の S B C ユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置する S B C の設備量が S B C 1 ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B C ユニット（呼処理部）数は 0 とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量（接続呼に係るものに限る。）から算定した S B C 同時接続数を S B C 収容率及び S B C セッション管理部 1 ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局の S B C ユニット（セッション管理部）数とする。ただし、当該局に設置する S B C の設備量が S B C 1 ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B C ユニット（セッション管理部）数は 0 とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量（接続呼に係るものに限る。）を S B C セッション数とし、これを S B C 収容率及び S B C 1 ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局の S B C ユニット数とする。ただし、当該局に設置する S B C の設備量が S B C 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼数及び S B C 1 ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、S B C ユニット数は 0 とする。</p> <p>(4) (1)の S B C ユニット（呼処理部）数から光 I P 電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系 S B C ユニット（呼処理部）数とする。</p> <p>(5) (2)の S B C ユニット（セッション管理部）数及び(3)の S B C ユニット数から、それぞれ光 I P 電話に係るもの（当該局の最繁忙時間帯により算定するものとする。）を控除したものを、メタル I P 音声系 S B C ユニット（セッション管理部）数及びメタル I P 音声系 S B C ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと S B C 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、S B C 投資額を算定する。</p> <p>局ごと S B C 投資額</p> $= (\text{メタル I P 音声系 S B C ユニット (呼処理部) 数} \times \text{S B C ユニット (呼処理部) 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 S B C ユニット (セッション管理部) 数} \times \text{S B C ユニット (セッション管理部) 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 S B C ユニット数} \times \text{S B C ユニット単価})$ $\times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})$ $+ (\text{メタル I P 音声系 S B C ユニット (呼処理部) 数} \times \text{S B C ユニット (呼処理部) ソフトウェア単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 S B C ユニット (セッション管理部) 数} \times \text{S B C ユニット (セッション管理部) ソフトウェア単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 S B C ユニット数} \times \text{S B C ユニットソフトウェア単価}$ $+ \text{S B C 同時接続数} \times \text{S B C 同時接続数当たりソフトウェア単価})$ $\times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率})$

ENUMサーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。</p> <p>(3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を除外したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を除外したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（ENUM相当分）とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとENUMサーバ投資額</p> $= (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{ENUM相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ + (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット当たりソフトウエア単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{ENUM相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウエア単価} \\ + \text{ENUMクエリ数} \times \text{ENUMクエリ当たりソフトウエア単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウエア投資額加算率})$
DNSサーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を除外したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。</p> <p>(3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を除外したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（DNS相当分）とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとDNSサーバ投資額</p> $= (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{DNS相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ + (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット当たりソフトウエア単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{DNS相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウエア単価} \\ + \text{DNSクエリ数} \times \text{DNSクエリ当たりソフトウエア単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウエア投資額加算率})$
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの直長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。</p>

	<p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ヒル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービンス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線互長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。</p> <p>エ 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区分において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービンス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと種別ごとのメタルケーブル投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">＝当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価 ＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>
加入系光ケーブル	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの互長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブルの心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線互長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p>

	<p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。 (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。 (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。 (5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長km及び心kmを算定する。 (6) 局ごとに、架空光ケーブルの延長km及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと光ケーブル投資額 =メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価 +メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長km×(加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価) +メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価 +メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長km×(加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定 (1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、当該收容局のCWDMユニット数にCWDM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 (2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡りCWDMユニット数にCWDM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 (3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループのCWDM心線数とする。 (4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とする。 (5) (3)のCWDM心線数、(4)のPTNリング心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。 (6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 (7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。 (8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。 (9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。 ループごと光ケーブル投資額 =メタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価 +メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価 +メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価 +メタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>

海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無中継海底光ケーブル条数とする。</p> <p>(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心線km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心線km及び無中継海底光ケーブル延長km(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からそれぞれデータ系サービンスに係るもの及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系有中継海底光ケーブル心線km、メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底光ケーブル投資額</p> $= \text{メタルIP音声系有中継海底光ケーブル心線km} \\ \times (\text{有中継海底光ケーブル心線km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心線km当たり漁業補償費}) \\ + \text{メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長km} \\ \times \text{有中継海底光ケーブル延長km当たり単価} \\ + \text{メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心線km} \\ \times (\text{無中継海底光ケーブル心線km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心線km当たり漁業補償費}) \\ + \text{メタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間で有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系サービンス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系サービンス及び光IP電話に係るもの(ループごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価} \\ + \text{メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置投資額} \\ = \text{メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$

無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を変復調回線切替装置当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を無線送受信装置当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系変復調回線切替装置架数、メタルIP音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{メタルIP音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$ $+ \text{メタルIP音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$
インターネット交換装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数をインターネット交換装置ポート収容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインターネット交換装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のインターネット交換装置ユニット数をインターネット交換装置1ユニット当たり最大収容インターネット交換装置ユニット数で除したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインターネット交換装置ユニット数及びインターネット交換装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系インターネット交換装置ユニット数及びメタルIP音声系インターネット交換装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとインターネット交換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インターネット交換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインターネット交換装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系インターネット交換装置ユニット数} \times \text{インターネット交換装置ユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系インターネット交換装置架数} \times \text{インターネット交換装置架・共通部単価}$
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額 = メタルIP音声系無線アンテナ数 × アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定</p>

	<p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額 $= \text{メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価}$ $+ \text{メタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$</p>
<p>衛星通信設備</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数にチャネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスボンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスボンダ数、時分割多元接続装置（この項において「TDM A装置」という。）架当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をTDM A装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスボンダ数、TDM A装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系トランスボンダ数、メタルIP音声系TDM A装置架数、メタルIP音声系衛星アンテナ数及びメタルIP音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額 $= \text{メタルIP音声系トランスボンダ数} \times \text{トランスボンダ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系TDM A装置架数} \times \text{TDM A装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$</p>
<p>加入系電柱</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 $= \text{メタルIP音声系加入系電柱本数} \times \text{加入系電柱単価} \times \text{電柱共架率}$</p>
<p>中継系電柱</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路長km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p>

	<p>ループごと中継系電柱投資額＝メタル I P 音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価</p>
<p>加入系管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路延長kmとする。 (2) (1)の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条数km及びインナーパイプ延長kmとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条数km及びインナーパイプ延長kmとする。 (3) 局ごとに、加入系管路条数km及び加入系管路延長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 (4) (3)の加入系管路条数km、加入系管路延長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービース及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系管路条数km、メタル I P 音声系加入系管路延長km及びメタル I P 音声系インナーパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額 ＝メタル I P 音声系加入系管路条数km×（加入系管路条数km当たり単価＋管路条数km当たり災害対策増分単価） ＋メタル I P 音声系加入系管路延長km×加入系管路延長km当たり単価 ＋メタル I P 音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価</p>
<p>中継系管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路延長kmとする。 (2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、これに中継系管路延長kmを乗じたものを中継系管路条数とする。 (3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条数km及び中継系管路延長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービース及び光 I P 電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時間帯比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系管路条数km及びメタル I P 音声系中継系管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 ＝メタル I P 音声系中継系管路条数km×（中継系管路条数km当たり単価＋管路条数km当たり災害対策増分単価） ＋メタル I P 音声系中継系管路延長km×中継系管路延長km当たり単価</p>
<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路延長kmとする。 (2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 (3) 局ごとに、中口径管路延長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービース及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系中口径管路延長kmとする。</p> <p>2 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝メタル I P 音声系加入系中口径管路延長km×中口径管路延長km当たり単価</p>
<p>中継系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定</p>

	<p>(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごとと中口径管路亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごとと中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービンス及び光I P電話に係るもの(心数比及び$Q \circ S$制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルI P音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。 ループごと中継系中口径管路投資額 ＝メタルI P音声系加入系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。 (2) 局ごとに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービンス及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系加入系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 ＝メタルI P音声系加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごとと共同溝亘長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごとと共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービンス及び光I P電話に係るもの(心数比及び$Q \circ S$制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルI P音声系中継系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 ＝メタルI P音声系中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
加入系と中継系	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線と中継系共同溝適用率を乗じたものをき線と中継系共同溝亘長kmとする。 (2) 局ごとに、と中継系共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービンス及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系加入系と中継系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系と中継系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系と中継系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系と中継系共同溝投資額 ＝メタルI P音声系加入系と中継系共同溝亘長km×(と中継系共同溝亘長km当たり単価+と中継系共同溝亘長km当たり災害対策増分単価)</p>
中継系と中継系	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したと中継系共同溝亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごとと中継系共同溝亘長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごととループごとと中継系共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービンス及び光I P電話に係るもの(心数比及び$Q \circ S$制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルI P音声系中継系と中継系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系と中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系と中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系と中継系共同溝投資額</p>

電線共同溝	<p style="text-align: center;">＝メタルI P音声系中継系とう道亘長km×(とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価)</p> <ol style="list-style-type: none"> 設備量の算定 <ol style="list-style-type: none"> 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービズ及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系電線共同溝延長kmとする。 投資額の算定 <p>次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと電線共同溝投資額 ＝メタルI P音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価</p>
自治体管路	<ol style="list-style-type: none"> 設備量の算定 <ol style="list-style-type: none"> 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービズ及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系自治体管路延長kmとする。 投資額の算定 <p>自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<ol style="list-style-type: none"> 設備量の算定 <ol style="list-style-type: none"> 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービズ及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系情報ボックス延長kmとする。 投資額の算定 <p>情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
空調設備	<ol style="list-style-type: none"> RT-BOX(収容局(メタル回線収容装置架数及びF.T.T.H架数(OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。))の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。)又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定 <p>空調設備は、RT-BOXの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定 <ol style="list-style-type: none"> 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービズ及び光I P電話に係るもの(電力容量比により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとメタルI P音声系空調設備台数とする。 投資額の算定 <p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと空調設備投資額 ＝メタルI P音声系空調設備(大) 台数×空調設備(大) 1台当たり単価 ＋メタルI P音声系空調設備(小) 台数×空調設備(小) 1台当たり単価</p>
電力設備(整流装置)	<ol style="list-style-type: none"> 設備量の算定 <ol style="list-style-type: none"> 大規模局(相互接続局、コア局及び収容局(緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。))をいう。以下同じ。)及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置系統数とする。

	<p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器ユニット当たり最大電流値で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービスマルIP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のマルIP音声系整流装置基本部数、マルIP音声系整流装置増設架数及びマルIP音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 ＝マルIP音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価 ＋マルIP音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価 ＋マルIP音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>
<p>電力設備 (直流変換電源装置)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流変換電源装置投資額 ＝直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価</p>
<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)の台数を、1とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)の台数を、1とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとの交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系サービスマルIP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとマルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとマルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと交流無停電電源装置(100V)投資額及び規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額 ＝当該規格マルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数×当該規格交流無停電電源装置(100V)単価 規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額</p>

	<p>＝当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (2000V) 台数×当該規格交流無停電電源装置 (2000V) 単価</p>
電力設備 (蓄電池)	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該整流装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を、1 とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (1000V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を、1 とする。</p> <p>(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (2000V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池容量の余りとする。</p> <p>(4) (1) から (3) まで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池組数及び交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービンス及び光 I P 電話に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ごとメタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池組数及び規格ごとメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池組数とする。</p> <p>2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を、1 とする。</p> <p>(2) (1) で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービンス及び光 I P 電話に係るもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ごとメタル I P 音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>規格ごと整流装置用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格メタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数×当該規格整流装置用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (1000V) 用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (2000V) 用蓄電池単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格メタル I P 音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (1000V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (2000V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備 1 台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額 ＝メタルI P音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価</p>
<p>電力設備 (発電装置)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 (4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。()を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置(直近上位規格)台数を選定し、当該発電装置(直近上位規格)の台数を、1とする。 (5) (1)から(4)までにおいて、メタルI P電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルI P音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額 ＝メタルI P音声系発電装置所要容量×(発電装置単位容量当たり単価+発電装置単位容量当たり停電対策増分単価)</p> <p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の1台当たり最大電流で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。()を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の台数とし、データ系サーベンス及び光I P電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を除外したものを当該局のメタルI P音声系小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)1台当たり最大電流で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。()を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)の台数を1台とする。 (2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数からデータ系サーベンス及び光I P電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を除外したものを当該局の規格ごとメタルI P音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の小規模局用) 投資額及び規格ごと小規模局用電源装置(RT-BOX用) 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の投資額 ＝メタルI P音声系小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の台数×小規模局用電源装置(RT-BOX以外)の投資額 規格ごと小規模局用電源装置(RT-BOX用) 投資額 ＝当該規格メタルI P音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用) 台数×当該規格小規模局用電源装置(RT-BOX用) 単価</p>

<p>電力設備 (可搬型発電電機)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 所要電流値ごとに、可搬型発電電機設置台数に可搬型発電電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発電電機所要容量とする。 (2) 可搬型発電電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発電電機所要容量とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチIP音声系可搬型発電電機所要容量とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに可搬型発電電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発電電機投資額を算定する。 可搬型発電電機投資額 ＝マルチIP音声系可搬型発電電機所要容量×可搬型発電電機単位容量当たり単価</p>
<p>機械室建物</p>	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。 ア マタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの イ CSSの架数及びCSS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの エ 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたもの オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの コ 海底中間中継伝送装置用給電装置架数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの サ オペレーション設備の所要面積 シ 共用架搭載設備(マタル回線収容装置用L2SSW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SSW、PTN、CWD、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2SSW)ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の共用架とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの ス マタル回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のもの (2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。 ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたもの イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたもの エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたもの オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたもの カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたもの キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたもの ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計 (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたもの (4) 局ごとに、(1)で算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。 (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積を加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積を加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。 (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。</p>

	<p>(7) (1)から(6)において、メタルI P電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルI P音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系サービース及び光I P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルI P音声系機械室建物面積×(複数階局機械室建物建設単価＋複数階局機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルI P音声系機械室建物面積×局舎種別ごと機械室建物建設単価</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であつて(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルI P音声系機械室建物面積×(平屋局機械室建物建設単価＋平屋局機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルI P音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 局舎種別の選定基準</p> <p>(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。</p> <p>(2) その他の局(RT-BOXを除く。)の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>2 複数階局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービース及び光I P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルI P音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 平屋局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上铁塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の合計を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービース及び光I P電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービース及び光I P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系機械室土地面積とする。</p> <p>4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定 局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービース及び光I P電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービース及び光I P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系機械室土地面積とする。</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと機械室土地投資額 ＝メタルI P音声系機械室土地面積×(固定資産評価額÷土地単価時価補正係数)×土地単価時点補正係数</p>

監視設備 (総合監視)	監視設備 (総合監視) 投資額 = ネットワーク設備 ^(注) 投資額合計×監視設備 (総合監視) 対投資額比率 注 ネットワーク設備とは、別表第5第1に規定する設備区分に係る設備及び別表第5第2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。
監視設備 (収容局設備)	監視設備 (収容局設備) 投資額 = (音声収容ルータ投資額+共用収容ルータ投資額+メタル回線収容装置投資額+メタル回線収容装置用L2SW投資額+消防警察トランク投資額+警察消防用回線集約装置投資額) ×監視設備 (収容局設備) 対投資額比率
監視設備 (コア局設備)	監視設備 (コア局設備) 投資額 = (共用コアルータ投資額+コア局用L2SW投資額+CS投資額) ×監視設備 (コア局設備) 対投資額比率
監視設備 (伝送無線機械)	監視設備 (伝送無線機械) 投資額 = (伝送装置投資額+中間中継伝送装置投資額+無線伝送装置投資額+イテラフェース変換装置投資額+無線アンテナ投資額+無線鉄塔投資額+衛星通信設備投資額) ×監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率
監視設備 (市外線路)	監視設備 (市外線路) 投資額 = 市外線路投資額 (中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計) ×監視設備 (市外線路) 対投資額比率
監視設備 (市内線路)	監視設備 (市内線路) 投資額 = 市内線路投資額 (加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計) ×監視設備 (市内線路) 対投資額比率
共通建物	共通建物投資額 = ネットワーク設備投資額合計×共通建物対投資額比率
共通土地	共通土地投資額 = ネットワーク設備投資額合計×共通土地対投資額比率×共通土地単価補正係数
構築物	構築物投資額 = (機械室建物投資額+共通建物投資額) ×構築物対投資額比率
機械及び装置	機械及び装置投資額 = ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額 = ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額 = ネットワーク設備投資額合計×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産	無形固定資産投資額 = ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産 (ソフトウェア以外) 対投資額比率
公衆電話機端末	公衆電話機端末投資額 = アンナログ公衆電話機端末数×アンナログ公衆電話機単価 + デジタル公衆電話機端末数×デジタル公衆電話機単価

別表第7 (第15条関係)
固定資産明細表

正味固定 資産価額	定率法		正味固定 資産価額
	定率法	定率法	
			加入系中口径管路
			中継系管路
			加入系管路
			中継系電柱
			加入系電柱
			衛星通信設備
			無線鉄塔
			無線アテナ
			インクエクス交換装置
			無線伝送装置
			海底中間中継伝送装置
			海底光ケーブル
			中継系光ケーブル
			加入系光ケーブル
			メタルケーブル
			DNSサーバ
			ENUMサーバ
			SBC
			相互接続局用L2SW
			関門系ルータ
			C S
			中間中継伝送装置
			伝送装置
			コア局用L2SW
			共用コアルータ
			光ケーブル成端架
			主配線盤
			き線点遠隔収容装置
			警察消防用回線集約装置
			消防警察トランク
			メタル回線収容装置L2SW
			メタル回線収容装置
			共用収容ルータ
			音声収容ルータ

(単位 円)

正味固定 資産価額	定率法		正味固定 資産価額
	定率法	定率法	
			無形固定資産
			工具、器具及び備品
			車両
			機械及び装置
			構築物
			共用土地
			共用建物
			監視設備(市内線路)
			監視設備(市外線路)
			監視設備(伝送無線機械)
			監視設備(コア局設備)
			監視設備(収容局設備)
			監視設備(総合監視)
			機械室土地
			機械室建物
			電力設備(可搬型発動発電機)
			電力設備(小規模局用電源装置)
			電力設備(発電装置)
			電力設備(受電装置)
			電力設備(蓄電池)
			電力設備(交流無停電電源装置)
			電力設備(直流変換電源装置)
			電力設備(整流装置)
			空調設備
			公衆電話機端末
			アナログ・デジタル回線共通部
			アナログ局内回線収容部
			総合デジタル通信局内回線終端装置
			電線共同溝
			中継系と二道
			加入系と二道
			中継系共同溝
			加入系共同溝
			加入系共同溝
			中継系中口径管路

別表第8 (第15条関係)

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	((投資額－最低残存価額) ÷法定耐用年数) ×法定耐用年数－除去損) ÷経済的耐用年数 土地は、減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換機間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料単価 (2) 都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域(メタルIP電話に係るものに限る。) ×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第6に定める算出式により算定する。
施設保全費	(1) 加入系線路に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費＋加入者数×1加入者当たり施設保全費 (2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備(市外線路)及び監視設備(市内線路)に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費 (3) 管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費 (4) 公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×1台当たりの施設保全費 (5) 上記以外のもの 投資額×施設保全費対投資額比率
道路占用料	(1) 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 (2) 管路、中口径管路及びとう道に係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料 (3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料 (4) き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料 (5) 公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×公衆電話機1台当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋通信設備使用料＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
管理共通費	(施設保全費＋試験研究費) ×管理共通費比率
緊急通報専用線	Σ {緊急通報専用線回数(距離帯別) ×音声伝送専用線月額基本回線料(距離帯別) ×12} ×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信業務対象通信比率

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準

試験研究費	別表第5第1の設備区分に定める各設備	直接費比
管理共通費	別表第5第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
監視設備	総合監視	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
伝送無線機械	コア局設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線アンプ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	資本コスト＋保守コストの合計額比
共通建物	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
共通用土地	別表第8第1の設備区分に定める各設備	機械室土地建物及び共通用土地建物の
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
構築物	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
機械及び装置	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
車両	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
無形固定資産	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
	別表第8第1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及び	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比
電力設備	整流装置	電力容量比
	蓄電池	電力容量比
交流無停電電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及び	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及び	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比
可搬型発動発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電力容量比
	コアペレシジョン設備	電力容量比

	直流変換電源装置	置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
機械室建物		消防警察トランスク及び警察消防用回線集約装置 主配線盤、光ケーブ成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びボアペレベーション設備	面積比
機械室土地		主配線盤、光ケーブ成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びボアペレベーション設備	面積比

注 資本コスト=減価償却費+自己資本費用+他人資本費用+利益対応税+通信設備使用料+固定資産税
保守コスト=施設保全費+道路占用料+撤去費用

第2 設備区分別費用明細表（アナログ電話用設備）

（単位 円）

	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ局内回線収容部	情報ボックス	自治体管路	電線共同溝	加入系ごう道	加入系共同溝	加入系中口径管路	加入系管路	加入系電柱	加入系光ケーブル	メタルケーブル	光ケーブル成端架	主配線盤	き線点遠隔収容装置
設備区分直接の減価償却費															
設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															
設備区分直接の撤去費用															
附属設備の減価償却費															
附属設備の固定資産税															
附属設備の施設保全費															
附属設備の撤去費用															
試験研究費															
接続関連事務費															
管理共通費															
設備区分ごとの費用合計															

注 アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

第3 設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

（単位 円）

設備区分	公衆電話機端末	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ局内回線収容部	デジタル通信局内回線終端装置	情報ボックス	自治体管路	電線共同溝	加入系こう道	加入系共同溝	加入系中口径管路	加入系管路	加入系電柱	加入系光ケーブル	メタルケーブル	光ケーブル成端架	主配線盤	き線点遠隔収容装置	
設備区分直接の減価償却費																		
設備区分直接の通信設備使用料																		
設備区分直接の固定資産税																		
設備区分直接の施設保全費																		
設備区分直接の道路占用料																		
設備区分直接の撤去費用																		
附属設備の減価償却費																		
附属設備の固定資産税																		
附属設備の施設保全費																		
附属設備の撤去費用																		
試験研究費																		
接続関連事務費																		
管理共通費																		
設備区分ごとの費用合計																		

注 第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。

別表第九の五の次に次の三表を加える。

別表第九の6（第17条の4第2項関係）

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）及びメタル回線収容装置等（端末系伝送路設備との間に設置される伝送路装置等を含む。）に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	市内線路設備	ケーブル及びびその支持物並びにこれらに附帯する設備（加入者線路及び市内中継線路を構成するものに限る。）
	土木設備	ケーブル等を収容又は保護をするために設けられた管路、とう道、マンホール及びびハンドホール並びにこれらに附帯する設備（金額が僅少なものについては「市内線路設備」又は「その他設備」に含めることができる。）
	その他設備	-

別表第9の7（第17条の4第3項関係）
第一種適格電気通信事業者名

施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務の提供に係る資産	対象設備		正味固定資産価額
	市内線路設備	土木設備 その他設備	

年度分
 (単位 円)

別表第9の8 (第17条の4第3項関係)

施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務の提供に係る区分別費用明細表

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

対象区分	施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務の提供に係るもの
営業費	
運用費	
施設保全費	
共通費	
管理費	
試験研究費	
通信設備使用料	
租税公課	
減価償却費	
固定資産除却費	
うち固定資産除却損	

別表第十を次のように改める。

別表第10（第19条関係）

第一種適格電気通信事業者名

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

年度分
(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	5 前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価	6 5の原価から控除対象原価を控除した後のもの	7 6の原価に効率化率を乗じた後のもの
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価 (2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価 (3) 技術支援部門におけるネットワーク構築に関する技術支援に係る原価 (4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価 施行規則第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの 一の科目イ(2)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			

		<p>(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価</p>	<p>施行規則第14条第2号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの(報奨金に係るものを除く。)以外のもの</p>			
	<p>ロ 注文履行費</p>	<p>(1) 販売サポート部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理に係る原価のうち、加入者管理に係るもの</p> <p>(2) 料金の受入業務に係る原価</p> <p>(3) 通話に係るデータの計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価</p> <p>(4) 貸倒損失又は貸倒引当金繰入額に係る原価</p>	<p>一の科目イ(1)から(6)まで及びロ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの</p>	<p>施行規則第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、割引通話に係る原価</p>		

	ハ 営業管理費	営業業務の共通部分に係る原価	一の科目イ及びロ(1)から(3)までにおいて控除された原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
二 試験研究費	イ 試験研究費	(1) 利用者系ネットワークサービス等の研究開発に係る原価	第一号基礎的電気通信業務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの			
		(2) 利用者系の研究開発に必要な基礎又は基盤技術研究に係る原価	同上			
		(3) 将来の通信技術に関係する新しい概念の技術等の純粋基礎研究に係る原価	同上			
		(4) 研究開発業務の共通部分に係る原価	一の科目イ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(5) 法人営業部門における研究開発等に係る原価	第一号基礎的電気通信業務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの			
		(6) 試験開発部門における共通的操作(庶務、経理等)に係る原価	一の科目イ(1)から(5)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
三 管理共通費	イ 営業管理費	(1) 支店における建物、事業企画、庶務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに一の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			

	建物に係る原価以外のもの にあつては、一の科目イ、 ロ(1)から(3)まで及びハに おいて控除される前の原価 に占める控除された原価の 割合に5の欄に掲げる値を 乗じたもの
(2) 物品調達、管理等に 係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3) まで及びハにおいて控除さ れる前の原価に占める控除 された原価の割合に5の欄 に掲げる値を乗じたもの
(3) 営業部門業務に対す る研修に係る原価	施行規則第14条第1号、 第2号及び第4号に掲げる 第一号基礎的電気通信役務 に係る原価
(4) 共通的作业(庶務、 経理等)に対する研修 に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3) まで及びハ並びに二の科目 において控除される前の原 価に占める控除された原価 の割合に5の欄に掲げる値 を乗じたもの
(5) 研修の共通部門に係 る原価	三の科目イ(3)及び(4)にお いて控除される前の原価に 占める控除された原価の割 合に5の欄に掲げる値を乗 じたもの
(6) 社員の健康診断等の 福利厚生に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3) まで及びハ並びに二の科目 において控除される前の原 価に占める控除された原価 の割合に5の欄に掲げる値 を乗じたもの
(7) 建物等の借料又は現 状資産の維持管理に係 る原価	建物等の借料に係る原価の うち、一の科目イ、ロ(1) から(3)まで及びハ並びに 二の科目において控除され る前の原価に占める控除さ れた原価の割合に5の欄に

	掲げる値を乗じたもの及び建物等の借料に係る原価以外のもの
(8) 電気通信役務の提供条件、料金等の制度に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの
(9) 窓口等に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(10) 料金請求又は売掛金管理に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(11) 法人営業部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(12) 公衆電話部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(13) 三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(14) 本社における建物、事業企画、総務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあっては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの 建物に係る原価以外のものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価

		(15) 印紙税、固定資産税等の租税公課	に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(1) 事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固定資産除却費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税等に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びにこの科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
四 共通設備費用	イ 注文履行費		同上			

注1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ、第2号の2並びに第4号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。

2 5の欄に掲げる原価から4の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを6の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを7の欄に記載すること。

3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれ別の役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

4 一の科目の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>3 6 「削る」 「略」</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p> <p>3 1 「1・2 附則 削る」 略</p> <p>3 1 「1・2 附則 同上」</p> <p>5 4 8 「同上」</p> <p>当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、届出契約約款に定める第一号基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。</p> <p>新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。</p>
-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年総務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条 第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の 電気通信事業法施行規則第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があったものと みまして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規 定を適用する。 〔削る〕</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条 第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の 電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第四条第二項又は第九条第二項に 掲げる事項に変更があったものとみまして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条 第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。 2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則 「1 略」 「削る」</p> <p>2 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>附則 「1 同上」 （経過措置）</p> <p>2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第三十八の二の第一表については、当分の間、一の項(2)、三の項及び四の項を記載しないこととする。</p> <p>3 （検討） 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p>

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>〔1〕略</p> <p>〔見出しを削る。〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 令和六年度中に提出するこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二第一表については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四条第二号ロに規定する電気通信役務の提供に係る営業収益、営業費用及び営業利益は、欄を設けて記載することとし、同表の注二の規定の適用については、同注二中「第14条第2号イ」とあるのは「令和6年1月1日から同年3月31日までの間に提供した第14号第2号イ」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>附則</p> <p>〔1〕同上</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二（以下「一号基礎的電気通信役務収支表」という。）第一表については、当分の間、三の項を記載しないこととする。</p> <p>3 「見出しを加える。」</p> <p>4 令和六年度中に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表第一表については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四条第二号ロに規定する電気通信役務の提供に係る営業収益、営業費用及び営業利益は、欄を設けて記載することとし、同表の注二の規定の適用については、同注二中「第14条第2号イ」とあるのは「令和6年1月1日から同年3月31日までの間に提供した第14条第2号イ」とする。</p> <p>5 同上</p> <p>6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第五条第一項第五号イの規定に基づき、総務大臣が告示する額を次のとおり告示する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イに規定する総務大臣が告示する額は、三十七億二千百七十四万二千五百七十八円とする。